

3つの投票方法により投票できます。

在外投票の方法

■ 在外投票の対象

衆議院議員及び参議院議員の選挙

(選挙できる選挙区は登録された市区町村の属する選挙区となります。)

最高裁判所裁判官国民審査

(最高裁判所裁判官国民審査は衆議院議員総選挙と同時にされます。)

海外で投票する場合

最寄りの日本大使館・総領事館が在外公館投票を実施するか否かは直接問い合わせるか、外務省のホームページでご確認ください。

● 在外公館投票が実施される場合

「在外公館投票」と「郵便等投票」のいずれかを選択のうえ、投票できます。なお、在外公館投票を実施する日本大使館・総領事館であれば、国・地域を問わず投票できます。

● 在外公館投票が実施されない場合

「郵便等投票」が行えます。なお、在外公館投票を実施する他の日本大使館・総領事館に直接出向いて「在外公館投票」を行うこともできます。

1. 在外公館投票

在外公館投票は、直接日本大使館・総領事館(領事事務所を含む)に出向いて、「在外選挙人証」と「旅券」等の身分証明書を提示して投票する方法です。

● 投票場所

日本大使館・総領事館の事務所に投票所が設置されます。

● 投票期間

選挙の公示の翌日から各日本大使館・総領事館ごとに定めら

れた締切日までとなります。

※補欠選挙等の場合は、告示の翌日以降であらかじめ指定された日にのみ投票できます。

● 投票時間

原則的に現地時間の午前9時30分から午後5時までです。

※地理的な事情等で、例外的な時間設定をすることがあります。

● 持参書類

① 在外選挙人証 ② 旅券

※旅券が提示できない場合は、日本国又は居住国の政府や地方公共団体が交付した顔写真付き身分証明書でも差し支えありません。

2. 郵便等投票

郵便等投票は、登録先の選挙管理委員会に対して、投票用紙等の交付請求を行い、入手後に同用紙に記載の上、再び登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法です。

① 投票用紙等の請求

あらかじめ登録先の選挙管理委員会に「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」(総務省ホームページから入手できます)を送付の上、投票用紙等の請求を行います。

② 投票用紙等の交付

投票用紙等の請求を受けた登録先の選挙管理委員会は、投票用紙等を直接郵送して交付します。

③ 投票用紙等の送付

投票用紙等の交付を受けた後、選挙の公示又は告示の翌日以後、同用紙等に記入の上、日本国内の選挙期日(投票日)の投票所閉鎖時刻(通常午後8時まで)に、投票所に到達するよう、選挙管理委員会宛に送付します。

※投票用紙等の請求は、郵送日数を考慮して早めに請求することが大切です。

日本国内で投票する場合

旅行等により一時帰国した方や帰国直後で転入届を提出して3ヶ月を経っていない方(選挙人名簿に登録されていない方)。

3. 日本国内における投票

一時帰国等により、国内で投票される場合は、在外選挙人証を提示して、国内の投票方法を利用して次の(1)から(3)までの投票ができます。

公示又は告示の日の翌日から選挙期日の前日までの間

(1) 期日前投票 (2) 不在者投票

選挙期日(投票日当日)

(3) 投票所における投票

※(1)から(3)までの詳しい投票方法については、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。